大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る事項については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和８年10月15日

大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

(1)　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(2)　大規模小売店舗の所在地及び名称等

項	大規模小売店舗の所在地及び名称	大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名
１	東大阪市稲田新町三丁目944番１ほか フレスポ東大阪	大阪市中央区北浜四丁目１番１号 大和リース株式会社 代表取締役　北　　哲弥
２	東大阪市長田中二丁目44番 フレスポ長田（北棟）	同
３	東大阪市長田中二丁目１番ほか フレスポ長田（南棟）	同
４	吹田市千里山霧が丘５番25ほか ＢｉＶｉ千里山	同

(3)　変更年月日

令和８年５月11日

２　届出年月日

令和８年６月18日

３　縦覧の期間及び方法

(1)　期間

令和８年10月15日から令和９年２月15日まで

(2)　方法

ア　インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou)

イ　書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

4　意見書の提出先

〒559-8555　大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

（TEL（06）6210-9497）

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課